

## 就学援助制度のお知らせ

小山市では、経済的理由により、小・中・義務教育学校に通うお子さんの学用品等の支払いに困っているご家庭に対して、その一部を支援する「就学援助制度」を設けています。

### 1. 交付対象者

小山市内に住所があり、小・中・義務教育学校に通う児童・生徒のいる世帯で、生活保護を受給している世帯(要保護者)と、生活保護に準ずる程度に生活が困窮し、就学の支援が必要であると教育委員会が認定した世帯(準要保護者)が対象となります。

#### 【準要保護の対象となる世帯】

同一世帯全員の前年中所得の合計が、生活保護基準額の1.2倍未満の世帯

※同一世帯とは、住民登録上の世帯の別にかかわらず、生計を一つにする方全員のことを指します。(単身赴任等で別居の場合を含む)

※生活保護基準額は、世帯構成(人数・年齢等)や家賃の有無等により異なります。

※借入状況(住宅ローン等)を考慮することはできません。

※借家から持家(親族所有含む)になった場合、認定基準額が下がりますので、認定が取消になる場合があります。(持家だからといって必ずしも認定にならないわけではありません。)

※申請書受付後、前年中の世帯の総所得額を調査しますので、職場で年末調整をしていない方は、所得の申告をしてください。(前年中の所得が0円でも所得の申告が必要です。)

小山市で前年中の所得情報が確認できない場合は、後日、前住所地(住民税課税地)の自治体から所得証明書を取得し、追加提出していただきます。(証明書の取得可能時期や取得方法等は、各自治体にお問い合わせください。)

※世帯に1人でも所得不明者がいると、認定になりません。

#### ○援助を受けるための所得の目安

※下記はモデルケースであり、同じ世帯構成であっても世帯員の年齢や住宅状況などにより異なります。

世帯構成	大人1人 小学生1人	大人1人 中学生1人	大人1人 小学生1人 中学生1人	大人2人 小学生1人 中学生1人
前年中の世帯全員の 総所得金額	214万円程 度	221万円程 度	294万円程 度	296万円程 度

## 2. 援助される内容(年額) **令和7(2025)年度【参考】** ※年度ごとに内容が変更になる場合があります。

	要 保護	準要 保護	小学校 義務教育学校(前期)	中学校 義務教育学校(後期)
学用品費 通学用品費	—	○	11,630 円(1 年) 13,900 円(2 年～)	22,730 円(1・7 年) 25,000 円(2年～、8 年～)
入学準備金 新入学学用品費 ※いずれか一方のみ	—	○	57,060 円(新小1)	63,000 円(新中1)
修学旅行費	○	○	実費(対象外経費あり・1回のみ)	
校外活動費 (宿泊なし)	—	○	1,600 円 (上限額・1回のみ)	2,310 円 (上限額・1回のみ)
校外活動費 (宿泊あり)	—	○	3,690 円 (上限額・1回のみ)	6,210 円 (上限額・1回のみ)
学校給食費	—	○	46,200 円	50,600 円
医療費	○	○	自己負担額(学校病のみ) 学校病:虫歯、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、水虫、 結膜炎、ダニ、とびひ、トラコーマ、寄生虫病	

※学校を經由して支給しますので、受け取り方や支給時期は各学校にご確認ください。

※学校集金の全額が援助されるわけではありません。

※年度の途中で認定となった場合は、認定月分から支給対象となります。

※上記について、他の制度を利用して保護者の自己負担がない場合は支給しません。

## 3. 申請方法

援助を希望される保護者の方は、「就学援助費受給申請書」(申請書)に必要事項を記入のうえ、お子さまが通学する学校に提出してください。(申請書は学校や教育委員会窓口で配布するほか、小山市ホームページからダウンロードできます。)

※前年度認定を受けた方でも、年度ごとに申請が必要です。

※申請書提出後に地域の民生委員がご自宅にお伺いし、生活状況をお聞かせいただく場合があります。(全世帯が対象ではありません。対象世帯には事前にご連絡します。)

≪申請受付期間≫ **令和 8(2026)年4月30日(木)まで**

※上記の期日までに学校に提出があった世帯については、4月1日(4月1日以降に援助が必要な事情が発生した場合はその日)からの認定となります。

※上記以降の申請については、毎月末日を締切とし、その月の1日(1日以降に援助が必要な事情が発生した場合はその日)に遡って認定とします。

※審査結果は7月中に教育委員会から学校に通知し、保護者の方には学校からご連絡します。

## 4. その他

認定後、世帯状況等が変わった場合や、経済状況の好転により就学援助の必要がなくなった場合は、すみやかにお子さまの通学する学校までご連絡ください。

問い合わせ先 : 小山市教育委員会(市役所本庁舎3階) 学校支援課 学校支援係  
(TEL:0285-22-9642)